

富士見市立第三・第五保育所統合整備事業  
要求水準書

令和8年7月

## 目次

第1	総則	
1	適用	1
2	基本方針	1
3	本事業の概要	2
第2	本事業における条件	
1	建設予定地概要	2
2	法規制及び周辺インフラ等	3
3	施設内容と規模	3
4	適用法令及び適用基準	3
5	要求水準書の変更	5
第3	本施設整備の要求水準	
1	共通事項	5
2	建築計画の要求水準	7
3	構造計画の要求水準	9
4	電気設備計画の要求水準	10
5	機械設備計画の要求水準	13
第4	業務に関する仕様	
1	共通事項	15
2	設計業務に関する仕様	18
3	工事監理業務に関する仕様	20
4	施工業務に関する仕様	22
別表1	必要諸室の規模・条件	25

# 富士見市立第三・第五保育所統合整備事業 要求水準書

## 第1 総則

### 1 適用

本要求水準書は、富士見市立第三・第五保育所統合整備事業（以下「本事業」という。）において、富士見市（以下「市」という。）が受注者に要求する施設整備基準（以下「要求水準」という。）を示すものであり、本事業に係る技術提案に適用する。

要求水準は、市が本事業に求める機能や性能の最低基準を規定するものであり、受注者が要求水準以上の提案を行うことを妨げるものではない。

提案内容は、要求水準と同等以上の性能を有することを条件に、設計業務の過程において協議を行い、具体的な仕様として確定させること。

### 2 基本方針

#### (1) 安全・安心で快適な保育環境等の確保

児童や職員にとって、安全・安心で快適な居場所であることを目指し、保育所を鉄骨造平屋建てで整備すること。

- ・定員は0歳児6名、1歳児24名、2歳児30名、3歳児30名、4歳児30名、5歳児30名の合計150名とする。
- ・児童の遊び及び生活並びに静養スペース（以下「専用区画」という）として、0,1歳児1人あたり3.3㎡以上、2～5歳児1人あたり1.98㎡以上の有効面積を確保する。専用区画には、医療的ケア児用保育室、相談室、厨房、トイレ、廊下、玄関、押入れ、事務室等は含まない。

#### (2) 保育の質的向上が図れる施設

基幹型保育所として富士見市の保育の中心的な役割を果たすことができる施設とし、医療的ケア児や障がい児並びに配慮が必要な児童など支援の必要な児童の保育がしやすい施設とし、ユニバーサルデザインに配慮すること。また児童が自ら主体的、継続的に遊びができる施設とすること。

#### (3) 保護者、地域、学校等との連携がしやすい施設

子育て相談や支援機能を持ち、園務システムなどICT等の活用により、保護者や地域との情報共有や連携が図りやすい施設とすること。また、地域に溶け込んだ活動がしやすい施設とすること。なお、園務システムは市が本事業とは別に導入する。

#### (4) 地域への配慮

近隣への騒音（特に隣接する住宅に対して）、臭気、日照等に配慮すること。

諏訪小学校の登下校時の安全に配慮すること。

施設利用者及び食材搬入等について、車両出入時の安全が図れるよう配慮すること。

#### (5) 災害への対応

公共施設として、現状では避難所として指定される予定はないが、受水槽を設置する場合、災害時の緊急対応用に緊急遮断弁付受水槽を設置すること。また、「富士見市地域防災計画」の主旨を鑑み配慮すること。

#### (6) ライフサイクルコストの低減

将来の修繕や更新費用を含む維持管理費用の低減を目指すこと。

#### (7) 脱炭素化と環境負荷の低減

省エネ設備の導入等により、温室効果ガス排出削減に資する施設を目指し、ZEB Readyを実現すること。SDGsの観点から、児童の環境問題への関心に資する施設を目指すこと。なお、太陽光発電設備は設置しない計画とする。

### 3 本事業の概要

#### (1) 業務の内容（事業範囲）

- ア 基本設計業務
- イ 実施設計業務
- ウ 各種許認可申請及び取得業務
- エ 工事監理業務
- オ 施工業務
  - (ア) 建築工事
  - (イ) 電気設備工事
  - (ウ) 機械設備工事
  - (エ) 外構工事

## 第2 本事業における条件

### 1 建設予定地概要

#### (1) 位置、敷地面積

- ア 位置  
富士見市大字鶴馬1932-1 富士見市立諏訪小学校敷地内
- イ 敷地面積  
約2,909㎡想定（別途測量実施予定）

#### (2) 都市計画区域

- ア 用途地域  
市街化調整区域
- イ 防火地域  
指定なし
- ウ その他の地域地区  
指定なし

## 2 法規制及び周辺インフラ等

敷地に関する規制内容やインフラ整備状況は、関係機関及び各管理者に適宜確認を行うこと。

## 3 施設内容と規模

- (1) 構造：鉄骨造
- (2) 階数：平屋とする。
- (3) 延床面積：960㎡±10%以内とする。
- (4) 必要諸室：エントランス、事務室、医務スペース、調理室、下処理室、食品庫、調理員休憩室兼更衣室、調理員トイレ、調乳室、保育室、児童用トイレ、職員休憩室兼更衣室（男性用・女性用）、倉庫、多目的トイレ、職員・来客用トイレ（男性用・女性用）、一時保育室、相談室、医療的ケア児用保育室、教材室、遊戯スペース（ホール）、洗濯スペース 他

※必要諸室の規模・条件は別表1を参照。

## 4 適用法令及び適用基準

本事業の実施にあたっては、以下の法令・基準等を遵守するほか、受注者の責任において関係法令・基準等を確認すること。

### (1) 関係法令・条例等

- ・ 地方自治法
- ・ 建築基準法
- ・ 都市計画法
- ・ 建設業法
- ・ 建築士法
- ・ 水道法
- ・ 下水道法
- ・ ガス事業法
- ・ 道路法
- ・ 建設リサイクル法
- ・ 学校教育法
- ・ 子ども・子育て支援法
- ・ 認定こども園法
- ・ 児童福祉法
- ・ 社会福祉法
- ・ 景観法
- ・ 電気工事士法
- ・ 土壌汚濁防止法
- ・ 悪臭防止法

- ・ 学校保健安全法
- ・ 最低賃金法
- ・ 食品衛生法
- ・ 食育基本法
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・ 公共工事の品質確保の促進に関する法律
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・ 消防法
- ・ 電気事業法
- ・ 電波法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 文化財保護法
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律
- ・ 埼玉県福祉のまちづくり条例
- ・ 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例
- ・ 富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- ・ 富士見市開発行為等指導要綱
- ・ 富士見市の契約に係る労働環境の確認に関する要綱
- ・ 富士見市建設工事請負契約約款
- ・ 富士見市建築設計業務標準委託契約約款
- ・ 富士見市標準委託契約約款
- ・ その他関係法・条令

## (2) 基準・指針等

- ・ 公共建築工事標準仕様書：国土交通省  
（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書：国土交通省

- （建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・ 建築工事標準詳細図：国土交通省
- ・ 公共建築設備工事標準図：国土交通省
- （電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・ 建築工事監理指針：国土交通省
- ・ 建築改修工事監理指針：国土交通省
- ・ 電気設備工事監理指針：国土交通省
- ・ 機械設備工事監理指針：国土交通省
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準：国土交通省
- ・ 建築設計基準：国土交通省
- ・ 建築構造設計基準：国土交通省
- ・ 建築設備設計基準：国土交通省
- ・ 埼玉県建築工事实務要覧
- ・ 埼玉県建築工事委託業務実務要覧
- ・ 公共建築工事共通費積算基準：国土交通省
- ・ 公共建築工事積算基準：国土交通省
- ・ 公共建築数量積算基準：国土交通省
- ・ 公共建築設備数量積算基準：国土交通省
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針：国土交通省
- ・ 工事写真の撮り方（建築編）：国土交通省
- ・ 工事写真の撮り方（建築設備編）：国土交通省
- ・ 学校環境衛生基準：文部科学省
- ・ 小学校施設整備指針：文部科学省
- ・ 放課後児童クラブ運営指針：厚生労働省
- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準：厚生労働省
- ・ 保育所保育指針：厚生労働省
- ・ 遊具の安全に関する基準
- ：JPFA-SP-S:2024 一般社団法人日本公園施設業協会
- ・ その他、基準・指針等

## 5 要求水準書の変更

市は、本事業の期間中において、法令等の改正、災害等の発生その他特別な理由により業務内容の変更が必要な場合、要求水準書の変更を行うことができる。要求水準書等を変更する場合、契約変更など必要な手続きを行う。

## 第3 本施設整備の要求水準

### 1 共通事項

#### (1) 一般事項

- ・ 学校敷地内のあらかじめ指定する範囲内に園舎を建設すること。（別添配

置図参照) なお、令和8年7月時点では敷地境界は確定しておらず、境界等の情報については8月中旬以降に順次公表予定。

- ・各諸室等の機能、仕様及び設備は、児童の特性に配慮のうえ、別表1を参考に計画すること。その他、受注者が必要と判断する諸室について適宜設定すること。なお、「第3 本施設整備の要求水準」又は別表1で特定の方法などを規定している場合においても、協議により市がこれと同等と認める方法などを採用することができるものとする。
- ・設備機器等は、イニシャルコスト、ランニングコストなどのライフサイクルコストを考慮し計画すること。また、将来的に更新が容易なものとする

## (2) 適切な施工の確保

- ・施工においては、関係法令を遵守すること。
- ・反社会的勢力等から工事妨害の被害を受けた場合は、その旨を直ちに市に報告するとともに、被害届を速やかに警察に提出すること。
- ・警察から被害届受理証明書が交付され、かつ工程の調整を行ったにもかかわらず工期に遅れが生ずるおそれがある場合は、工期延長申請書に当該証明書を添付し、市に提出すること。

## (3) 安全の確保等

- ・国が定める「建築工事安全施工技術指針」を参考に、常に工事の安全に留意し、災害及び事故の防止に努めること。
- ・学校及び放課後児童クラブに隣接した施設であることを念頭に置き、学校の児童、教職員、放課後児童クラブ支援員、補助員及び関係者の安全確保に万全を期し、事故の発生を防止すること。
- ・放課後児童クラブ利用児童の安全に十分に配慮し、利用児童の学校との往来や送迎の動線を確保すること。
- ・近隣住民など第三者の安全確保に万全を期し、事故の発生を防止すること。
- ・国が定める「建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）」を参考に、公衆災害の防止に努めること。
- ・作業場の内外を問わず、本事業に伴う危険、騒音、火災、風水害等については、関係法令に従って遺漏のないよう養生し、看板、案内板等の対策を講じること。
- ・騒音、振動、悪臭、粉塵、地盤沈下、道路損傷、交通渋滞などにより近隣の生活環境に悪影響を及ぼすことのないよう、各種法令を遵守し、施工にあたること。
- ・作業時間は、学校、放課後児童クラブ及び近隣へ配慮すること。学校行事等の都合により、作業の休止を指示する場合がある。
- ・架線下（高圧線、電話線等）及びその付近でクレーン作業をする場合は、安全対策について関係会社と協議し、必要に応じ協議書を交わすこと。

## (4) その他

- ・受注者は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- ・建築士法に基づく重要事項説明を行い、建物等設置に係る関係官庁への各種届出及び申請等の手続は、全て受注者が遅滞なく行い、その費用も受注者の負担とする。
- ・工事により発生する建設廃棄物は、関係法令及び建設廃棄物処理ガイドラインに基づき適正に処理すること。
- ・工事発生土は、場外処分とする。他の工事現場への流用などにより不法投棄が発生しないよう処理し、市へ報告すること。
- ・工事用電力及び給排水等は、受注者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は、施設の引き渡し日まで受注者の負担とする。
- ・受注者は、敷地に接する市道の電信柱を移設する必要がある場合、移設に係る諸手続きを行い、その費用を負担すること。
- ・法令上必要とされる設備その他の費用は、受注者の負担とする。

## 2 建築計画の要求水準

### (1) 施設計画

#### ア 共通事項

- ・各室の使用状況を踏まえたゾーニングとすること。
- ・保育室移動や登降所時における児童、職員及び来訪者の動線に配慮すること。また、避難動線を適切に確保すること。
- ・環境性能を鑑み、空調設備、換気設備、サッシ性能等、高効率かつ高性能な設備を選択すること。
- ・諸室は、その用途を考慮し、使い勝手のよい形状とし、天井高を十分確保すること。また、諸室内の安全性に配慮し、床面は段差のない構造とすること。
- ・保育所児童の午睡中における外部からの騒音対策を行うこと。

#### イ 共用部

- ・外部出入口は、雨天時に濡れることのないよう、庇などを設けること。テラスを設置する場合、同様にすること。
- ・廊下など共用部に展示物やチラシ等をできる限り豊富に掲示できる内装設計とすること（磁石対応）。
- ・保育室は屋外の園庭やテラスとの連続性を考慮すること。
- ・共用部から調理室へは廊下から調理員更衣室を経由し、下処理室を経由して出入りすること。

### (2) 外構計画

- ・遊具について、固定遊具等は、発達段階に応じて必要かつ適切な種類、数、規模、設置位置等を確保すること。
- ・対象敷地の雨水排水施設の再施工を行い、校庭及び保育施設の雨水排水に支障をきたすことのないよう配慮すること。
- ・校庭の境界（保育所側）に防球ネットを設置し、児童に危険が及ばないよ

うにすること。防球ネットの高さは最低6mとする。

- ・保育施設候補地にある築山を諏訪小学校の校庭に移設すること。移設場所は諏訪小学校と協議により決定すること。
- ・正門1箇所を整備すること。車両が進入可能な仕様とし、門扉は施錠可能とすること。正門の門扉については、送迎等の利便性を踏まえ風等の影響を受けにくく、かつ、軽量なものとする。
- ・正門とは別に通用門を設けること。
- ・外部から調理室へは食材搬入口から下処理室を経由して出入りすること。

### (3) 仕上計画

#### ア 外装関係

- ・表面結露、内部結露を発生させないよう適切な材料・工法を採用すること。
- ・外装仕上げは、危険な凹凸を避けるなど、児童の安全性に配慮すること。
- ・1階床下の防湿措置及び防蟻処理を行うこと。
- ・保育への影響がないよう、反射などによる光害を抑制すること。また、学校への影響がないよう、同様に反射などによる光害を抑制すること。
- ・外装材と出入口廻りや窓廻りとの取り合い部は、漏水対策を十分に行うこと。
- ・屋根の軒樋等は、落ち葉等による支障が出ないように配慮すること。
- ・開口部には夏の日射遮蔽・冬の日射取得に配慮し、ルーバーや庇等を設置すること。

#### イ 内装関係

- ・各室の用途、機能に応じ、長寿命で耐久性に優れ、かつ清掃、補修及び点検がしやすく、維持管理に配慮した材料、工法を選定すること。諏訪小学校の校庭からの砂の吹込みを配慮した材料、工法を選定すること。
- ・内装仕上げは、危険な凹凸を避けるなど、児童の安全性に配慮すること。
- ・各室の用途、機能及び配置場所に応じて断熱材や吸音材などを設置すること。
- ・壁や間仕切りなどの表面材は、机等の衝突で破損しにくい材料を選定すること。
- ・地震時の剥落、落下による二次災害抑制に配慮すること。
- ・同一面で内装仕上げが異なる部分には、見切り材を設けること。
- ・居室や共用部に面する間仕切壁は、仕上の不陸やクラックの発生防止に配慮すること。
- ・防煙壁を設ける場合は、飛散防止及び防火に配慮すること。
- ・各部の用途に応じ、適切な巾木を設けること。
- ・シックハウス対策等を踏まえ、健康面に配慮した安全性の高い建材（f☆☆☆☆）を使用すること。

#### ウ 建具関係

- ・各種建具は、各室の使用状況に応じた性能を有することとし、数量、開口部の寸法、開き勝手などの仕様は、使用目的、安全性、条件及び児童の発達を考慮し設定すること。
- ・鍵はマスターキーシステム方式とし、マスターキーのグルーピング、予備マスターキー、鍵違い本数の確保など建物管理に配慮すること。
- ・児童の手の届きにくい高さに鍵（サムターン）を設けること。
- ・建具の仕上は、周囲の壁仕上、色彩、グレード感等と整合させること。
- ・内部建具は原則アクリルパネルを使用すること。ガラスを使用する場合、スクール強化ガラスを標準とする。また、外部建具に使用するガラスは断熱性、遮熱性の高いものを選定すること。
- ・園舎の外部に面する窓廻りは、防災の遮光カーテンを設置する計画とすること。ただし、事務室及び調理室はブラインドを設置する計画とすること。
- ・建具等には挟み込み防止処置を施すこと。
- ・網戸を設置すること。

#### (4) 安全・防災計画

- ・消火器、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯などの消防設備は、所轄消防署と協議のうえ、適合する設備を設けること。
- ・全面ガラスなどの視認性が低い部分は、衝突防止策（ライン、マークなど）を講じること。
- ・排煙設備は、原則、自然排煙とすること。

### 3 構造計画の要求水準

#### (1) 基本方針

##### ア 構造安全性の目標

- ・「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による構造体の耐震安全性の分類はⅡ類とする。
- ・「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による建築非構造部材の耐震安全性の分類は、B類とする。

##### イ 製作工場

- ・主要構造体は、国土交通大臣認定工場でIS09001認証の自社工場で製作されたものとする。

##### ウ 性能確保とコスト縮減の両立

- ・安全性やフレキシビリティに配慮しつつ、経済性に優れた構造計画とすること。

##### エ 建築計画及び設備計画と合わせた総合的な検討

- ・建築計画及び設備計画と整合した構造計画とすること。

#### (2) 構造設計条件

##### ア 積載荷重

- ・ 建築基準法施行令に準ずる。
- イ 積雪荷重
  - ・ 特定行政庁の建築基準法施行細則に準ずるものとする。
- ウ 地耐力
  - ・ 過去の近隣地域の地盤調査データを参考に、受注者の責任にて構造検討を行い、地盤改良・杭等の工事についても本契約に含むものとする。また、構造検討を行った報告書を提出すること。
  - ・ 提案時に構造計画がわかる図面を一緒に提出すること。
  - ・ 受注後に地盤調査を行った結果、保育所の建設にあたり標準的な地盤強度に達しない場合は、市と協議し、別途地盤補強工事等を行うこと。

## 4 電気設備計画の要求水準

### (1) 共通事項

- ・ 電気設備技術基準、電気供給約款、その他関係諸法規に準拠すること。
- ・ 原則として、国土交通省仕様とすること。
- ・ 更新やメンテナンスの容易性及び経済性等に配慮し、原則として、汎用品を使用すること。
- ・ LED照明をはじめとした省エネルギー機器の採用により、エネルギーの消費を抑えた計画とし、環境にやさしく、ライフサイクルコストの低減に配慮した計画とすること。
- ・ 将来の電気機器及び電気容量の増加に備え、受変電設備、配電盤内に電灯、動力ともに予備回路を設けること。
- ・ 屋外のボックス及び留金具類等は、ステンレス製とすること。
- ・ 調理室の諸室内壁面に設置する機器類は、粉塵の溜まらないよう可能な限り凹凸を避けること。
- ・ 「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による建築設備の耐震安全性の分類は乙類以上とする。

### (2) 受変電設備

- ・ 受電方式については、使用負荷設備等を基にイニシャルコスト、ランニングコストを算出、比較検討を行い市に説明の上決定すること。
- ・ 受変電設備の設置にあたっては、フェンス等により安全を確保すること
- ・ 高圧引込の場合、電力引込配線は、構内は埋設とすること。

### (3) 幹線設備

- ・ 受電設備より各電灯盤・動力盤・制御盤へ電圧降下等を考慮し、適切に電源供給を行うこと。

### (4) 電灯設備

#### ア 照明

- ・ 照明器具は、LED照明とし、JIS標準照度を適用し、空間の快適性を考慮した光源、色温度とすること。
- ・ 建物内・屋外の各照明は、照明制御機能を有するLEDとし、明るさセンサ

一、人感センサーなどを活用し、省エネに配慮すること。

- ・保育室等児童の活動室、動線についての照明器具及び配線器具は、ランプ等の破損による破片の飛散防止及び安全面を配慮した器具とすること。
- ・外部の照明器具は、虫を誘引しない低誘虫照明器具等とすること。
- ・高所に設置する照明設備は、交換等が容易にできるよう配慮し、落下防止処置を図ること。

#### イ コンセント

- ・コンセント設備は、シャッター付きコンセントを採用するなど、各室の用途を考慮して計画すること。
- ・コンセントは、用途に適した形式、容量を確保し、適切な位置に配置すること。また、取付け位置等にも考慮し、湿気の多い場所での安全性を図ること。

### (5) 動力設備

- ・空調設備、衛生設備や厨房機器、その他の動力負荷に対して、適切に電源供給を行うこと。

### (6) 情報通信網設備

#### ア 情報通信設備

(ア) 以下のとおり通信網が整備できるよう、配管整備を行うこと。

- ・配管は全室を結ぶように配管すること。なお、配管は後述のアクセスポイント（無線LAN用Wi-fiルーター）が設置される壁面上部が望ましい。
- ・配管の曲線が90度にせまる場合は、配管内に呼線を用意すること。
- ・配管の管径は部屋数分の3倍のCAT6Aのツイストペアケーブルが通ることを前提に選定すること。
- ・配管が屋外に露出する場合は雨水による腐食を考慮した材質を選定すること。
- ・ネットワーク回線プロバイダの光ケーブルを引き込む部屋には、ネットワーク機器を収納する壁付けのハブボックスを設置すること。
- ・ネットワーク回線プロバイダの光ケーブルの引込位置、配管ルート、ハブボックスの仕様等については、庁内関連部署及び関連機関と協議の上、決定すること。

(イ) 以下のとおり通信ケーブル及びケーブル差込口を用意すること。

<保育室、遊戯スペース（ホール）、一時保育室、医療的ケア児用保育室、事務室、相談室>

- ・有線LANを利用できるように各部屋に情報コンセント（RJ45の挿込口）2口を用意すること。また、情報コンセント2口にはCAT6Aのツイストペアケーブルを各々取り付けることとし、前述の配管等を利用して、対向はネットワーク回線プロバイダの光ケーブルの引込が行われる室まで延長ジャック等を用いずに1本で伸ばすこと。なお、ツイストペアケ

ケーブル1本あたりが100mを超える長さになる場合は、通信品質が低下する可能性があるため、スイッチングハブを導入し中継すること。

(ウ) 以下のとおり床構造を用意すること。

<事務室>

- ・配線の防護と取り回しを容易にするため、ツイストペアケーブル及び電源ケーブルを床下内に配線可能なOA床とすること。

(エ) 以下のとおり壁構造を用意すること。

<保育室、遊戯スペース（ホール）、一時保育室、医療的ケア児用保育室、事務室、相談室>

- ・壁面上部にアクセスポイント（無線LAN用Wi-fiルーター）が壁付できるように必要な強度・材質の壁構造を確保すること。

<ネットワーク回線プロバイダの光ケーブルを引き込む部屋>

- ・前述のハブボックスが壁付できるように必要な強度・材質の壁構造を確保すること。

イ 電話設備

- ・電話回線は予備回線を含め最大3回線を引き込める計画とする。各保育室、調理室にはコードレス電話機を配置し、構内で電話交換ができるようにすること。

ウ インターフォン設備（モニター、録画機能付き、電気錠対応型）

- ・インターフォン外部入り口～事務室、厨房～食材搬入口に設置すること。

**(7) 拡声設備**

- ・施設内の諸室に放送が可能な設備を設けること。
- ・非常放送設備との兼用も可とする。
- ・調理室は、高温多湿な環境に十分耐える機器とすること。

**(8) 誘導支援設備（非常呼出設備）**

- ・多目的トイレに呼出ボタンを設置し、事務室に表示させること。呼出ボタンの位置は、埼玉県福祉のまちづくり条例、JIS基準に準ずる。

**(9) 施設監視カメラ設備**

- ・正門、通用門、正面玄関、食材搬入口、駐車場、駐輪場及び園庭に施設監視カメラを設置し、その他、受注者が必要だと判断する箇所に設置すること。また、施設監視カメラ用の配管を設置すること。
- ・各所に設置（詳細な設置個所は、市と協議の上決定）した施設監視カメラの映像を確認できるよう、監視モニターを事務室に設置すること。施設監視カメラの画素数、保存期間は設置場所の特性に配慮すること。
- ・施設監視カメラは監視モニターによる一元管理を行うこと。

**(10) 機械警備設備**

- ・機械警備を設置できるように配管や電源の確保を行うこと。なお、機械警備機器は市が別途事業者が発注する。

**(11) 電気錠設備**

- ・玄関及び食材搬入口は、電気錠で区画し、セキュリティの確保を図ること。
- ・園庭からテラス等を通して入館する場合、園庭の出入口部分は電気錠で区画し、セキュリティの確保を図ること。
- ・玄関及び園庭の出入口部分の電気錠はカードキーで開錠でき、カードキーを持っていない場合、前記「4（6）ウ インターフォン設備」に記載のインターフォンで事務室と連絡を取り、遠隔で自動ドアを開錠できるように入室管理を行う想定。入室管理設備を設置できるように配管や電源の確保を行うこと。入室管理設備とインターフォン設備で管を共用する場合、十分な太さとすること。

#### (12) 自動火災報知設備

- ・施設内に感知器等の自動火災放置設備を設けること。
- ・受信機（地図式）を事務室に設置すること。

#### (13) その他

- ・受変電設備、空調設備、衛生設備等の異常等に移報する警報盤を設置すること。

## 5 機械設備計画の要求水準

### (1) 共通事項

- ・各種設備機器容量は、建築設備設計基準に基づき算定すること。
- ・バルブ、ダンパー及び盤などの機器や機材は、操作や維持管理がしやすいものとする。また、天井内に設置する場合には、点検口を設置するなど容易に管理ができるよう考慮すること。
- ・外部（屋上も含む）に設置する設備機器は、振動・騒音・転倒防止対策を講じること。
- ・天井設置機器や器具などは、落下防止措置及び耐震措置を行うこと。
- ・構造計画と整合した合理的な対応とすること。
- ・給排水設備、空調設備及び衛生器具設備などについて、諸室環境に応じた適切な計画を行い、結露防止や防カビ対策を行うこと。
- ・居室内の水配管は、漏水時の設置階への影響について配慮し、レイアウトを含めて考慮すること。
- ・室内に設置される機器や器具は、機能的であるとともに、内装デザインと整合しているものとする。
- ・「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による建築設備の耐震安全性の分類は乙類以上とする。

### (2) 空調設備

- ・空調設備は、メンテナンスのしやすさを考慮し、可能な限り壁掛け式か天吊り式を採用すること。
- ・空調設備は、トイレ、倉庫、食品庫、教材室を除く全ての居室に設置し、冷暖房ともその能力を鑑み必要台数を設置すること。

- ・トイレについては、排気ファンで居室部の冷暖房された空気を引っ張るなどして温度にも考慮すること。
- ・調理室の空調は厨房用とすること。
- ・調理室の空調はコンロに風が直接当たらない配置とすること。
- ・空調の運転停止及び温度制御は、個別に行えるようにすること。また、事務室で集中管理が行えること。

### (3) 換気設備

- ・換気の基準は、建築物環境衛生管理基準を適用すること。
- ・排気口には臭気拡散や風切音を抑制する設備が設けられていること。
- ・外気を取り込む換気口には、汚染された空気及び昆虫等の流入を防ぐため、フィルター等を備えたものであること。なお、当該フィルター等は、洗浄、交換及び取り付けが容易に行える構造であること。
- ・換気ダクトは、断面積が同一で、直角に曲げないようにし、粉じんが留まらない構造とすること。
- ・調理室の水蒸気及び熱気等の発生する場所には、これらの強制排気設備が設けられていること。
- ・調理室には、適切な位置に、新鮮な空気を十分に供給する能力を有する換気設備が設けられていること。

### (4) 給水設備

- ・給水方式は、衛生的かつ合理的で、経済性に優れた計画とすること。
- ・給水設備は、防錆設備を設置すること。
- ・厨房エリア等の給水栓は、レバー式（又は足踏み式、自動式）であること。また、混合水栓とし、温水が供給されること。

### (5) 排水設備

- ・汚水は、公共下水道への接続にあたっては、関係機関と協議を行うこと。
- ・厨房排水にはグリストラップを設けること。
- ・厨房内高温排水系統の配管はそれに適合したものとすること。
- ・排水設備は、十分な臭気対策を講じること。

### (6) 衛生器具設備

- ・衛生的、かつ児童が使いやすい器具を採用すること。
- ・飛沫が少なく、周辺の汚れを防止できる器具とすること。
- ・節水に配慮すること。
- ・調理室等の各区画の入口及び必要な箇所に、従業員の数に応じた肘まで洗える手洗い場が設置されていること。また、手洗いに必要な備品を置くスペースが確保されていること。
- ・手洗い設備には、温水が供給されること。また、手洗いに必要な備品を置くスペースが確保されていること。
- ・手洗い設備の排水が床に流れないようにすること。
- ・居室内の洗面器は配管が露出しないようにすること。
- ・洗面台はすべて混合水栓で、厨房関係以外は即出湯（電気）とすること。

- ・ 幼児の使用する衛生器具は年齢に応じた使い勝手を考慮すること。
- ・ 多目的トイレはリモコン洗浄とすること。
- ・ 大便器は洋便器型を選定すること。職員用は温水洗浄・暖房便座機能付きとし、幼児用の洋便器は過度に冷たくなならない材質を採用するなど、児童にとって快適な環境とすること。
- ・ 小便器は全て手動洗浄とすること。
- ・ 洗面台及び流し台は、児童用は全て手動水栓式とすること。
- ・ 多目的トイレは大便器、洗面器の他、オスメイト対応器具を設置とする。
- ・ 流し台は手動混合水栓とすること。
- ・ シャワーユニットは幼児用シャワーパン及びシャワー付きカラン（給水・給湯供給）設置とすること。
- ・ 汚物流しは掃除口付きとする。

#### (7) ガス設備

- ・ ガス設備は都市ガスとする。

## 第4 業務に関する仕様

### 1 共通事項

#### (1) 基本的事項

- ・ 受注者は、要求水準及び技術提案を基に基本設計及び実施設計を行い、設計、施工、工事監理業務を適切に行うこと。特に施設の品質確保を確実にするため、品質確保プロセスを適切に計画し、管理すること。
- ・ 受注者は、関係機関、近隣住民及び学校関係者などからの要請や意見に対し、真摯に対応すること。

#### (2) 共通業務

##### ア 工程表の作成

- ・ 受注者は、契約締結後速やかに総合工程表（設計、施工）を市に提出すること。また、施工者等と調整のうえ必要に応じて随時更新すること。

##### イ 体制表の作成

- ・ 受注者は、契約締結後速やかに体制表を市に提出すること。

##### ウ 要求水準の確認

##### (ア) 要求水準の確保に関する基本的な考え方

受注者は、要求水準確認計画書に基づき、以下について確認すること。

- ・ 基本設計完了時における基本設計報告書
- ・ 実施設計完了時における実施設計図書及び構造計算書
- ・ 実施設計完了時における実施設計積算内訳書
- ・ 各部位の施工前における施工計画及び品質管理計画
- ・ 各部位の施工完了時における、計画に基づく施工状況
- ・ 全体の施工完了時における、計画に基づく施工状況

##### (イ) 要求水準確認計画書の作成

- ・ 受注者は、契約締結後速やかに、前記(ア)を踏まえ要求水準確認計画書

を作成し、市に提出すること。

- ・要求水準確認計画書には、個別の確認項目ごとに要求水準の確認の方法と確認の時期、確認をする者、その他必要な事項を記載すること。
- ・要求水準確認計画書には、要求水準で定めた各項目を一覧化したチェックリスト（受注者が作成）を添付すること。
- ・要求水準確認計画書は、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、基本設計完了時、実施設計完了時、その他必要な時期に市と協議のうえ、適宜変更及び見直しを行うこと。

(ウ) 要求水準の確認

- ・受注者は、要求水準確認計画書に基づき、設計及び施工の各段階において、要求水準確認書を用いて確認を行い、市の承諾を得ること。

(エ) 基本設計報告書及び実施設計図書の修正

- ・市は、受注者から提出された基本設計報告書及び実施設計図書の内容について、要求水準又は市と受注者との協議において合意された事項との間に不一致があると判断した場合には、受注者の責任及び費用負担において修正することを求めることができる。
- ・受注者は、基本設計報告書及び実施設計図書の内容について、要求水準又は市と受注者との協議において合意された事項との間に不一致があると判断した場合には、市に報告を行ったうえで、自らの責任及び費用負担により、速やかに基本設計報告書及び実施設計図書の修正を行い、市の承諾を得ること。設計の変更について不一致があると判断された場合も同様とする。

エ 技術提案の確認

(ア) 技術提案の実現に関する基本的な考え方

受注者は、技術提案実施計画書に基づき、以下について確認すること。

- ・基本設計完了時における基本設計報告書
- ・実施設計完了時における実施設計図書及び構造計算書
- ・各部位の施工前における施工計画及び品質管理計画
- ・各部位の施工完了時における、計画に基づく施工状況
- ・全体の施工完了時における、計画に基づく施工状況

(イ) 技術提案実施計画書の作成

- ・受注者は、契約締結後速やかに、前記(ア)を踏まえ技術提案実施計画書を作成し、市に提出すること。
- ・技術提案実施計画書には、技術提案の確認の方法と確認の時期、確認をする者、その他必要な事項を記載すること。
- ・技術提案実施計画書には、技術提案で提案した各項目を一覧化したチェックリスト（受注者が作成）を添付すること。
- ・技術提案実施計画書は、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、基本設計完了時、実施設計完了時、その他必要な時期に市と協議のうえ、適宜変更及び見直しを行うこと。

(ウ) 技術提案の確認

- ・受注者は、技術提案実施計画書に基づき、設計及び施工の各段階において、技術提案確認書及び提出物をもって技術提案の設計及び施工への反映状況を確認し、市の承諾を得ること。

(エ) 技術提案の変更

- ・受注者は、基本設計及び実施設計の内容が要求水準を満たし、市と受注者との協議において合意された事項であれば技術提案の内容を変更することができる。

(3) その他

ア 電子データのセキュリティ確保

- ・電子データは、あらかじめウイルスその他のセキュリティ対策がされたものを提出すること。

イ 情報セキュリティ確保

- ・業務に関する資料や設計図書などについて、契約期間中に紛失、誤送信、盗難にあった場合は、直ちに市に報告するとともに、情報の保全と回収を行うこと。上記による情報の漏えいに伴い損害が発生した場合は、受注者の責任において賠償すること。

ウ 関係機関への手続

- ・受注者は、市が行う関係機関への手続に協力しなければならない。
- ・受注者は、関係機関に対する業務上の手続を適切な時期に行うとともに、その内容を書面により市に報告しなければならない。
- ・受注者が関係機関から提案を受けたときは、遅滞なくその旨を市に報告し、協議するものとする。

(4) 資料等の作成

- ・受注者は、次の資料等を作成すること。
  - 竣工図書（原寸版・縮小版（A3）それぞれ正・副1部ずつ）
  - 竣工図の電子データ（PDF及びJWWCAD）
  - 竣工写真（正・副1部ずつ及び電子データ）
  - 工事記録写真（各種電子データ（PDF）含む）
  - 実施工程表（各種電子データ（PDF）含む）
  - 各種試験表（各種電子データ（PDF）含む）
  - 出荷証明書、規格証明書（各種電子データ（PDF）含む）
  - 機器完成図、取扱説明書、保証書（各種電子データ（PDF）含む）
  - 諸官庁提出書類の写し及び一覧表（各種電子データ（PDF）含む）
  - 仕様材料一覧表（各種電子データ（PDF）含む）
  - 工事関係者一覧表（各種電子データ（PDF）含む）
  - 長期維持保全計画書（各種電子データ（PDF）含む）
  - 什器備品計画書（各種電子データ（PDF）含む）
  - その他市が指示するもの（各種電子データ（PDF）含む）
- ・受注者は、完成図等とあわせて不可視部分の施工記録を提出すること。

- ・写真の作成にあたっては、営繕工事写真撮影要領を準用すること。

#### (5) 近隣対応

- ・受注者は、必要に応じて工事内容を近隣へ周知し、理解を得ること。
- ・工事中は、苦情等が発生しないよう十分に配慮すること。苦情が発生した場合、受注者は誠意をもって対処すること。
- ・近隣への対応にあたっては、内容及び対処方法等を事前に市に報告し、対処後はその結果を報告すること。
- ・施工にあたっては、学校や放課後児童クラブ関係者、近隣住民などへの安全確保のほか、授業や運動会などの学校行事に支障をきたさないよう最大限配慮すること。

## 2 設計業務に関する仕様

### (1) 基本的な考え

- ・設計者は、事前の調査体制や発注者の要望等を反映できる自社社員を担当者（一級建築士、構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士）として配置するなど十分な体制を整えること。また、契約締結前に設計担当者より設計に係る重要事項説明を行うこと。
- ・配置予定技術者は、過去10年以内に延床面積900㎡以上の公共施設の設計実績（ただし、賃貸借を除く）を有する自社職員を配置すること。入札前に配置予定技術者名簿を提出すること（提出した配置予定技術者の変更は原則不可とする）。
- ・要求水準に基づき設計を行うこと。詳細寸法及び詳細仕様は、市の承諾を得たうえで、各社の仕様とすることができるものとする。
- ・コスト縮減を図り、環境に配慮した工法・システムを採用すること。
- ・各種申請手続に必要な手数料、調査費は、受注者の負担とする。
- ・成果品等について、受注者は市の承諾なしに、閲覧に供し、複写させ、譲渡し、又は提供してはならない。

### (2) 市との協議等

- ・設計者は、発注資料に明示のない場合又は疑義が生じた場合には、市と協議を行い、確認すること。
- ・設計者は、受注者が有効と考える特殊な工法、材料、製品などを採用する場合、市と協議を行い、確認すること。

### (3) 設計業務の期間

- ・設計業務の期間は、受注者の提案に基づくものとし、本施設の供用開始時期に間に合うよう受注者が計画すること。受注者は、関係機関と十分協議を行ったうえで、事業全体に支障のないよう設計スケジュールを調整し、本事業を円滑に推進するよう業務期間を設定すること。

### (4) 設計業務

#### ア 設計業務の進め方

- ・設計者は、要求水準、技術提案を基に設計期間中に仕様を確定すること。

- ・設計者は、基本設計及び実施設計の方針を策定し、市に提出すること。
- ・設計者は、技術提案の内容に関する具体的な検討を行い、基本設計報告書及び実施設計図書に反映すること。
- ・設計者は、市の要請に応じて、保育施設関係者、学校関係者及び放課後児童クラブ関係者向けの説明用資料を作成すること。

#### イ 基本設計業務

##### (ア) 設計条件等の整理

- ・設計者は、本要求水準書及び受注者が提案した技術提案に基づく設計条件等について、市と協議のうえ整理すること。

##### (イ) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

- ・設計者は、基本設計に必要な範囲で計画に関する法令及び条例上の条件を調査し、市に報告すること。
- ・設計者は、基本設計に必要な範囲で建築確認（計画通知）申請等に必要事項について関係機関と事前に打合せを行い、市に報告すること。

##### (ウ) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査等

- ・設計者は、基本設計に必要な範囲で建設予定地における上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関と打合せを行い、市に報告すること。

##### (エ) 基本設計報告書の作成

- ・設計者は、実施設計に先立ち、設計意図、基本設計内容、要求水準確認書、技術提案確認書を含む基本設計報告書を市に提出すること。

#### ウ 実施設計業務

##### (ア) 設計条件の確認

- ・設計者は、実施設計に先立ち、又は実施設計期間中、必要に応じて設計条件を再確認すること。
- ・設計者は、基本設計以降の状況の変化によって、設計条件に変化がある場合や設計条件を変更する必要がある場合は、市と協議を行い、確認すること。

##### (イ) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

- ・設計者は、法令及び条例上の制約条件について基本設計の内容に即した詳細な調査を行い、市に報告すること。
- ・設計者は、建築確認（計画通知）申請等に必要事項について、基本設計時に確認した項目が実施設計において相違ないか綿密に確認すること。

##### (ウ) 実施設計図書の作成

- ・設計者は、本体工事着工に先立ち、実施設計図製本4部（見開きA3版）及び設計意図、実施設計内容、要求水準確認書、技術提案確認書、工事内訳書を市に提出すること。なお、実施設計図書の作成においては、市と協議を行い、施工者が施工すべき建築物及びその細部の形

状、寸法、仕様、工事材料、設備機器などの種別、品質及び品質管理方法などを具体的に記載すること。

- ・設計者は、関係機関との事前の打合せなどを踏まえ、実施設計に基づき、建築確認（計画通知）申請等に必要の図書を作成し、市に提出すること。

(エ) 工事内訳書の作成

- ・設計者は、本体工事について実施設計図書に基づき工事内訳書を作成し、本体工事着工までに市に提出すること。

(オ) 什器備品計画書の作成

- ・設計者は、什器備品について、施設内の配置計画及びリスト（種類、仕様、寸法、参考製品）を作成すること。
- ・建築設計と連携して保育施設の機能を高める什器備品を選定すること。
- ・児童の安全性に配慮した家具を選定すること。
- ・定員及び職員数など保育状況の変化に応じて柔軟に対応できる家具を選定すること。

**(5) 設計に係るその他の業務**

ア 申請手続等

- ・設計者は、建築確認（計画通知）申請関連業務を行うこと。
- ・設計者は、その他法令により定められた申請手続を行うこと。

イ 設計変更業務

- ・設計者は、設計変更に際し、市と協議し、変更に伴う資料作成等の業務を行うこと。

**3 工事監理業務に関する仕様**

**(1) 基本的な考え方**

- ・受注者は、発注資料に明示のない場合又は疑義が生じた場合には、市と協議を行い、確認すること。
- ・配置予定技術者は、過去10年以内に延床面積900㎡以上の公共施設の監理実績（ただし、賃貸借を除く）を有する自社職員を配置すること。入札前に配置予定技術者名簿を提出すること（提出した配置予定技術者の変更は原則不可とする）。
- ・工事監理者（一級建築士、以下「監理者」という。）は、随時市の検査や調査を受けるものとする。調査・検査項目は、市と協議を行い、決定する。

**(2) 工事監理業務計画書**

- ・監理者は、工事監理業務着手前に必要事項を記載した工事監理業務計画書を市に提出すること。
- ・監理者は、工事監理の方法に変更の必要が生じた場合、市と協議を行い、確認すること。

### (3) 工事監理業務

#### ア 設計図書の内容の把握など

- ・ 監理者は、設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まりなどを発見した場合には、市に報告し、必要に応じて設計者に確認すること。
- ・ 監理者は、施工者等から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能などを含む。）確保の観点から技術的に検討し、市及び設計者に確認のうえ、回答を施工者等に通知すること。

#### イ 設計図書などとの適合の確認

- ・ 監理者は、設計図書の定めにより施工者等が作成し、提出する施工図（現寸図・工作図など）、材料、製作見本、見本施工などについて、設計図書の内容に適合していることを確認し、市に報告すること。
- ・ 監理者は、設計図書の定めにより施工者等が提案又は提出する工事材料、設備機器及びそれらの見本について、設計図書の内容に適合していることを確認し、市に報告すること。

#### ウ 施工と設計図書との照合及び確認

- ・ 監理者は、施工者等の行う施工が設計図書の内容に適合していることについて、対象工事に応じた合理的方法により確認し、市に報告すること。あわせて、建築基準法及び建築士法による工事監理者として必要な法手続等を行うこと。

#### エ 設計図書の内容に適合していることを確認できない場合の措置

- ・ 監理者は、施工や施工図などが設計図書の内容に適合していることを確認できない場合、直ちに施工者等に指摘するとともに、施工者等に修正を求めるべき事項等を検討し、市に報告すること。
- ・ 施工者等の行う施工が設計図書の内容に適合しない場合、施工者等に対し直ちに修正を指示し、その旨を市に報告すること。施工者等が必要な補修等を行った場合、これを確認し、市に報告すること。なお、設計図書のとおり施工できない理由について、施工者等があらかじめ書面で報告した場合、監理者は市及び施工者等と協議すること。

#### オ 工事監理状況の報告

- ・ 監理者は、工事監理の状況を記録した工事監理業務報告書を市に提出し、確認を受けること。

#### カ 各施工段階における検査の方法

各施工段階における検査方法は、次のとおりとする。ただし材料検査及び製品検査は、原則として現場にて確認する。現場検査が困難な場合は、工場検査又は書類検査による確認とする。

- ・ 監理者は、施工者等が行う試験、目視、計測の各行為の現場に立ち会い、確認を行うこと。
- ・ 監理者は、施工者等が行った試験、目視、計測の結果を記した書面によ

る確認を行うこと。

- ・ 監理者は、工事に使用する材料及び製品の品質数量等について検査し、不合格品については遅滞なく場外に搬出させ、市に報告すること。

#### 4 施工業務に関する仕様

##### (1) 基本的な考え

- ・ 施工者は、本要求水準書及び受注者が提案した技術提案内容に基づいて設計され、市の承諾を得た設計図書に基づき施工を行うこと。
- ・ 配置予定技術者は、過去10年以内に延床面積900㎡以上の公共施設の施工実績（ただし、賃貸借を除く）を有する自社職員を配置すること。入札前に配置予定技術者名簿を提出すること（提出した配置予定技術者の変更は原則不可とする）。
- ・ 受注者は、災害、公害及び危険防止のため十分な安全対策を講じ、事故のないよう努めること。
- ・ 近隣の建物、道路などに損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損などの損害を与えた場合は、直ちに市に報告するとともに、その管理者と協議し、受注者の責任及び負担においてすみやかに復旧・補修補償すること。また、損傷の恐れがあるものは事前に適切な養生を行うこと。
- ・ 工事車両の出入りは、指定された道路より行い、工事期間中は交通整理員を配置し、安全確保に努めること。
- ・ 騒音・振動について十分配慮した作業計画（作業日・作業時間等）を立案し、市の承諾を得ること。
- ・ 本工事に必要な申請手続き及び立会いは、受注者が一切を代行し、その費用は受注者の負担とする。
- ・ 本工事工程の詳細は、市と十分協議すること。
- ・ 本工事における発生材処分にあたっては、発生材報告書(写真添付)及びマニフェスト伝票A、D、E票を提出すること。
- ・ 建物引渡し前に、学校環境衛生基準に基づき、室内濃度測定を実施し、基準値以下に抑えること。
- ・ 建物引渡し前に、各種試験結果確認（エアコン試運転及び水質検査結果確認含む。）を行い、現場使用前検査を受け、引き渡しを行うこと。
- ・ 本工事に必要な電気、水道の引込み、ガスの供給、下水管の取付け等の費用は、受注者の負担とする。
- ・ 施工者は、工事目的物及び工事材料について火災が保障対象になっている組立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。
- ・ 施工者は、法定外の労災保険に付し、証書の写し等を監督員に提出する。
- ・ 工事期間中の作業現場は、原則として4週8休を実施すること。
- ・ 建築計画地において予期せぬ地中埋設物が発生した場合、その撤去等に係る費用については別途協議とする。

##### (2) 市との協議等

- ・施工者は、発注資料に明示のない場合又は疑義が生じた場合、市と協議を行い、確認すること。
- ・施工者は、受注者が有効と考える特殊な工法、材料、製品等を採用する場合、市と協議を行い、確認すること。

### (3) 施工計画書等の作成

- ・施工者は、施工計画書、品質管理計画書、什器備品計画書及び施工報告書を作成すること。  
施工計画書、品質管理計画書及び什器備品計画書は、該当する工事着手の7日前までに市に提出すること。
- ・機器、配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用について、重量100kgを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を市に提出すること。  
100kg未満の機器については、監督員の指示による。

### (4) 施工業務

#### ア 工程表の作成

施工者は、以下の工程表を事前に市へ提出すること。なお、設計に関する工程と調整を行い、施工業務に関する工程に反映すること。

- ・全体施工工程表
- ・月間工程表
- ・週間工程表

#### イ 各種図面の作成

- ・施工者は、総合図、製作図、施工図、完成図等を作成すること。

#### ウ 仮設計画図の作成

- ・施工者は、仮設計画図を作成すること。資材置き場、重機の設置等のスペースの確保や安全確保の方策について計画すること。

#### エ 搬送計画の立案

- ・施工者は、建設資材や廃棄物の搬送ルート、工事車両の種類と台数、廃棄物の処理方法等について計画すること。

#### オ 工事状況の説明・報告

- ・施工者は、工事状況を市に毎月報告するほか、市の要請により施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- ・市は、いつでも施工状況を確認することができるものとする。
- ・施工者は、工事を円滑に推進できるよう工事状況の説明を十分に行うこと。
- ・施工者は、建設業法第24条の8に定める施工体制台帳に健康保険等の加入実態を確実に記載し、施工者が雇用する労働者の加入実態を明らかにすること。また、二次以下の下請業者に対しても、再下請負通知書に健康保険等の加入実態を確実に記載させ、未加入は不可とする（加入できない場合を除く）。

#### カ 廃棄物の処分等

- ・施工者は、工事により発生する廃材、廃棄物、建設発生土等について、

法令等を遵守し、適切に処理、処分すること。再生可能なものについては、積極的に再利用を図ること。

キ 取扱説明会の開催

- ・施工者は、引渡しに先立ち建築・設備の取扱説明会を施設管理者に向けて開催すること。

ク 什器備品調達・設置

- ・本事業を実施するために必要な什器備品の調達及び設置は、受注者が作成した什器備品計画書に従って、原則として市が実施する。ただし、別表1に記載の園庭遊具、園庭倉庫、厨房備品、児童用下駄箱及び保育室児童用ロッカーは施工者が開業準備開始までに調達、設置すること。

**(5) 瑕疵点検**

- ・施工者は、建物引渡しから1年後及び2年後に瑕疵点検を行うこと。

別表1 【必要諸室の規模・条件】

用途	最低要望事項
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐久性、断熱性、遮音性等を高めるための各種部材等については、要求水準としては示さないが、保育施設であることを踏まえ、それぞれ配慮して提案を行うこと（これらの項目は審査対象となる）。</li> <li>・事務室、調理室、各保育室、一時保育室、医療的ケア児用保育室、休憩室兼更衣室、相談室及び倉庫については内外から施錠可能とすること。</li> <li>・事務室、各保育室、一時保育室、医療的ケア児用保育室のドアは引き戸とすること。その他の部屋については任意とするが、引き戸としない場合はドアストッパーを付けること。ガラス部分はガラスへの衝突防止及び衝突時の飛散防止に配慮すること。</li> <li>・柱の角など児童にとって危険性の高い箇所については、面取り加工やクッション材を付けるなど安全対策を講じること。</li> <li>・濡れても滑りにくい床材とすること。</li> <li>・児童及び職員の動線に配慮した設計とすること。</li> <li>・各種サインについてはピクトグラムを用いるなど、児童にとって分かりやすいものにするとともに、CUD（カラーユニバーサルデザイン）にも配慮すること。</li> <li>・テラスを設置する場合は、庇を長く設置するなど雨が降りこみにくい設計とすること。</li> <li>・居室の床や壁は温かみのある色合いを心がけること。</li> <li>・居室は開放感を感じられる作りを心掛けること。</li> <li>・什器備品計画書に記載の備品を考慮し、居室には適切な収納スペースを設けること。</li> <li>・居室に設置する棚の転倒防止及び落下防止の対策を適切に行うこと。</li> <li>・出入口は、諸室の機能・規模に応じ、備品、間仕切りユニット、設備機器等が容易に搬出入可能な大きさとすること。</li> <li>・全室エアコン設置とする（トイレ、倉庫、食品庫、教材室を除く）。</li> <li>・各室の備品は、原則、受注者が作成した什器備品計画書をもとに、市が調達して設置する。保育室の有効面積の計算は設置する備品を考慮すること。</li> </ul>
エントランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄関に段差がある場合はスロープを設けること。</li> <li>・児童（160足分。参考：ペアシューズボックス木製 24人用）及び職員等（60足分。参考：ライオン事務器 24人用木製シューズボックス オープン（4列6段）中棚付）の下足入れを整備すること。</li> <li>・児童用（160本分。参考：児童用傘立て40人用。W930×D350×H505mm程度）及び職員分（60本分。参考：大人用傘立て30人用。W525×D366×H490mm程度）の傘立てが設置可能なスペースを確保すること。</li> <li>・展示物やチラシ等をできる限り豊富に掲示できる内装設計とすること（磁石対応）。</li> </ul>

事務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エントランスの様子が把握できるような位置とすること。</li> <li>・ 所長、副所長に加えて職員6名（合計8名）が同時にPCを使用した業務を行えるようなレイアウトとすること。</li> <li>・ 20名程度で会議が行えるようなレイアウトとすること。なお、会議については、職員が使用する机を兼用できることとする。</li> <li>・ 壁面に月予定表ホワイトボード（W1800×H900mm）を設置できるようなレイアウトとすること。</li> <li>・ 給湯スペースを設け、給排水及び湯沸機能を設けること。</li> <li>・ 医務スペースを設けること。</li> <li>・ 事務机や複合機等が搬入可能な動線を確保すること。</li> <li>・ 少なくとも事務室の一角において、緊急告知FMラジオの電波を受信できるようにすること。</li> <li>・ 0A床とすること。</li> </ul>
医務スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務室の一角に3.5㎡程度の医務スペースを用意すること。</li> <li>・ カーテン等で事務室と区分けできるようにすること。医務スペースは事務室とは別の照明とし、医務スペースだけ暗くすることができること。</li> </ul>
調理室・下処理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ドライ仕様とすること。</li> <li>・ 床は、樹脂系材料を採用し、抗菌性、防滑性、耐摩耗性、耐薬品性に優れるものとする。</li> <li>・ 天井、壁、扉は、耐水性材料を用い、隙間がなく平滑で清掃が容易に行える構造とする。また、かび汚れの付着を抑えるものとする。</li> <li>・ 調理室内で台車・コンテナ類等の接触の恐れのある部分には、破損防止のためのコーナーガード、ストレッチャーガードを設けること。</li> <li>・ 扉は、耐水性、防錆性、耐久性に配慮し、ステンレス製又はアルミ製等の鋼製建具とすること。</li> <li>・ 少なくとも自所調理で200食の提供が可能な機能を備えること。</li> <li>・ 除去食の対応が必要なことから、少量の調理も可能となるよう配慮すること。</li> <li>・ 配膳スペースの設置やスイングドアの採用等、安全に調理できるような工夫をすること。</li> <li>・ 調理室内の様子を児童が常に観察できるような作りとすること。</li> <li>・ 下処理室と冷蔵庫の間にパススルー冷蔵庫を設置し、双方から食材の出し入れができること。</li> <li>・ 給食用のワゴン（参考：アボジワゴン2段（折り畳み式）/KEAM-2）11台を収納できるスペースを確保すること。ワゴンは効率的に収納できるように工夫すること。</li> <li>・ 天袋を活用するなど、効率的な収納スペースの確保に努めること。</li> <li>・ 食材搬入口（外部から下処理室への出入り口）には庇を設けること。</li> <li>・ 調理室等へは次の備品を備えること。その他必要と判断したものも備えること。</li> <li>①冷蔵庫（下処理室と調理室の間に設置し、パススルー型とす</li> </ul>

	<p>る。参考：パススルー冷蔵庫/HR-150CA3-4D4D（幅1500mm）及び冷凍庫（参考：冷凍庫/HF-75A-1（幅750mm、単相100V電源））</p> <p>② スチームコンベクションオーブン（参考：スチームコンベクションオーブン（Aクラス・スタンダードモデル/1/1ホテルパン6段タイプ）/MIC-6SC3）</p> <p>③ ガス炊飯器（参考：立体炊飯器“シャリプロ”（ガス式低放射仕様、2段）/RMG-104R）及び離乳食用炊飯器（参考：象印『極め炊き』マイコン炊飯ジャー/NL-DB10）</p> <p>④ 調理台3台（主調理台2台（参考：引違戸付作業台/TKD-127PA）及び除去食、離乳食用調理台1台（参考：引違戸付作業台/TKD-127PA））</p> <p>⑤ 食品保管庫用ラック2台（参考：エレクターシェルフ/スーパーエレクター BSシリーズ（奥行536mm×間口1518mm））</p> <p>⑥ シンク（調理室、下処理室に配置し、槽数や水切りの有無などは適切に検討すること。参考：シンク（2槽式）/S2-157DB（間口1500mm））</p> <p>⑦ 下処理室用皮むき器（参考：球根皮剥機（標準タイプ）/P-48）</p> <p>⑧ スチームオーブンレンジ（参考：TOSHIBA（東芝）スチームオーブンレンジ 石窯ドーム26L/ER-YD70（W））</p> <p>⑨ ガステーブル2台（主調理用5口程度・バックガード付（参考：ガステーブル/AXY-12605T（5口））及び除去食、離乳食用3～4口程度（参考：ガステーブル/AXY-960T（小3～4口）））</p> <p>⑩ 消毒保管庫（参考：消毒保管庫（奥行2列/両面扉）/HSB-30DPB3（幅1300mm））</p> <p>⑪ 包丁まな板殺菌庫（参考：器具消毒保管庫/HSB-5SB3-HK）</p> <p>⑫ カウンター（配膳用、下膳用）</p> <p>⑬ 食洗器（参考：食器洗浄機（ドアタイプ/ガスブースター内蔵）/JWE-680C-WB）、ソイルドテーブル（バックガード付き。参考：ソイルドテーブル/BDDS-L（W1350×D677×H820））及びクリーンテーブル（クリーンテーブル/BDDC-L（W725×D715×H820））</p> <p>⑭ 戸棚（参考：DS-157（間口1500mm））及び吊戸棚（調理室、下処理室合わせて3～4台。参考：DSS-1530（間口1500mm））</p> <p>⑮ 手洗設備（調理室、下処理室にそれぞれ設置。自動水栓で手洗い洗剤も自動で出るものだと好ましい。参考：自動手洗器/HWS-75D）</p> <p>⑯ その他台2～3台（空きスペースに調理台と同高さの台を複数設置。また移動式だと好ましい。参考：スタックカート/STC-20）</p>
食品庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下処理室と隣接すること。</li> <li>・ 保管する食材等の種別・量により弾力的に整理できるよう留意すること。</li> </ul>
調理員休憩室兼更衣室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休憩スペースとして最低12㎡確保すること。</li> <li>・ 下処理室に出入りできること。</li> <li>・ 休憩スペースとは別に、6人分の更衣が可能な広さの更衣スペースを確保すること。</li> </ul>

	<p>ースを確保すること（休憩スペースと更衣スペースが完全に一体となっている場合、この限りではない）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・更衣用のロッカーは1段タイプもしくは2段タイプとし、6人以上のロッカーを配置できること。（参考：JYロッカー）</li> <li>・扉を開けた際に更衣スペースの中が直接見えないよう、遮蔽の措置を講じること。</li> </ul>
調理員トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理員専用のトイレ（洋式）1基を設置すること。</li> <li>・調理員更衣室兼休憩室に隣接すること。</li> </ul>
調乳室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調乳室は0、1歳児室から直接出入りできるように配置し、哺乳瓶用消毒保管庫スペースや冷蔵庫スペースを設けること。</li> <li>・調理室と連携しやすい配置とすること。</li> <li>・手洗い設備には、温水が供給されること。また、手洗いに必要な備品を置くスペースが確保されていること。</li> </ul>
保育室 (0歳児)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有効面積19.8㎡以上を確保すること。</li> <li>・0歳児の保育室の床はクッションフロアにする等、特に配慮すること。</li> <li>・定員分の児童用ロッカー（参考：クローブ70 収納ロッカー（6人用））を設けること。</li> <li>・保育室の中に定員分のコット（乳児用、1000mm×600mm程度）を置けるスペースを用意すること（収納スペースは保育の有効面積に含めてはならない）。</li> <li>・展示物やチラシ等をできる限り豊富に掲示できる内装設計とすること（磁石対応）。</li> <li>・手洗い設備には、カラン3つを設置し、温水が供給されること。また、手洗いに必要な備品を置くスペースが確保されていること。</li> </ul>
保育室 (1歳児)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有効面積79.2㎡以上を確保すること。</li> <li>・1歳児の保育室の床はクッションフロアにする等、特に配慮すること。</li> <li>・定員分の児童用ロッカー（参考：クローブ70 収納ロッカー（6人用））を設けること。</li> <li>・保育室の中に定員分のコット（乳児用、1000mm×600mm程度）を置けるスペースを用意すること（収納スペースは保育の有効面積に含めてはならない）。</li> <li>・展示物やチラシ等をできる限り豊富に掲示できる内装設計とすること（磁石対応）。</li> <li>・1歳児室の中で月齢に応じた保育ができるよう、部屋をスライディングウォールで分けられるようにすること。</li> <li>・手洗い設備には、温水が供給されること。また、手洗いに必要な備品を置くスペースが確保されていること。</li> <li>・スライディングウォールで分けられた際、各区分で手を洗えるように、各区分に手洗設備（カラン3つ）を配置すること。</li> </ul>
保育室 (2～5歳児) 各部屋共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれ有効面積59.4㎡以上を確保すること。それぞれの発達に応じた保育ができるよう保育室の広さに配慮すること。</li> <li>・保育室の中に定員分のコット（幼児用、1300mm×600mm程度）を置けるスペースを用意すること（収納スペースは保育の有効面積に含めてはならない）。</li> <li>・学齢に応じた定員分の児童用ロッカー（2歳児参考：クローブ70 収納ロッカー（6人用）、3～5歳児参考：ひかりのくに 木</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>目5連移動棚W-69100) を設けること。</li> <li>・きめ細かな保育ができるよう、部屋をスライディングウォールで分けられるようにすること。</li> <li>・展示物やチラシ等をできる限り豊富に掲示できる内装設計とすること（磁石対応）。</li> <li>・園舎の内部に面するドアの窓について、午睡中に安眠できるような工夫をすること。</li> <li>・手洗い設備には、温水が供給されること。また、手洗いに必要な備品を置くスペースが確保されていること。</li> <li>・スライディングウォールで分けられた際、各区分で手を洗えるように、各区分に手洗設備（カラン3つ以上）を配置すること。</li> </ul>
0、1歳児用トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沐浴設備、洋式トイレ、シャワーパン、汚物洗い、おむつ交換台、おむつ棚、ベンチ、着替えスペース、職員用手洗い、清掃用流し等を設けること。</li> <li>・0、1歳児室からの動線に配慮すること。</li> <li>・保育室内からトイレ内の様子を確認できるようにすること。</li> </ul>
2歳児用トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洋式トイレ、小便器、シャワーパン、汚物洗い、おむつ棚、ベンチ、着替えスペース、児童用手洗い場、職員用手洗い、清掃用流し等を設けること。</li> <li>・2歳児室からの動線に配慮すること。</li> <li>・保育室内からトイレ内の様子を確認できるようにすること。</li> </ul>
3～5歳児用トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洋式トイレ、小便器、シャワーパン、児童用手洗い場、ベンチ、職員用手洗い、清掃用流し等を設けること。</li> <li>・3～5歳児室からの動線に配慮すること。</li> <li>・保育室内からトイレ内の様子を確認できるようにすること。</li> </ul>
男性職員用休憩室兼更衣室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休憩スペースとして最低5㎡確保すること。</li> <li>・休憩スペースとは別に、5人分の更衣が可能な広さの更衣スペースを確保すること（休憩スペースと更衣スペースが完全に一体となっている場合、この限りではない）。</li> <li>・更衣用のロッカーは1段タイプもしくは2段タイプとし、5人以上のロッカーを配置できること。（参考：JYロッカー）</li> <li>・扉を開けた際に更衣スペースの中が直接見えないよう、遮蔽の措置を講じること。</li> </ul>
女性職員用休憩室兼更衣室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休憩スペースとして最低20㎡確保すること。</li> <li>・休憩スペースとは別に、40人分の更衣が可能な広さの更衣スペースを確保すること（休憩スペースと更衣スペースが完全に一体となっている場合、この限りではない）。</li> <li>・更衣用のロッカーは1段タイプもしくは2段タイプとし、40人以上のロッカーを配置できること。（参考：JYロッカー）</li> <li>・扉を開けた際に更衣スペースの中が直接見えないよう、遮蔽の措置を講じること。</li> </ul>
倉庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2か所以上倉庫を設置すること。うち1か所は遊戯スペース（ホール）に隣接すること。</li> <li>・収納棚を整備すること（詳細は協議による）。</li> </ul>
多目的トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多目的トイレ(車椅子使用者が使用可能なものとし、おむつ交換台を整備すること。オストメイト用設備も設置すること)を1基設置すること。</li> </ul>

男性用トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性用トイレ（洋式）1基以上を設けること。</li> <li>・来客者が使用しやすい配置とすること。</li> </ul>
女性用トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性用トイレ（洋式）3基以上を設けること。</li> <li>・来客者が使用しやすい配置とすること。</li> </ul>
一時保育室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有効面積19.8㎡以上を確保すること。</li> <li>・共用エリアから入りやすい位置とすること。また、保育室との連携を考慮すること。</li> <li>・6人分の児童用ロッカー（参考：クローブ70 収納ロッカー（6人用）を設置すること。</li> </ul>
相談室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低7㎡確保すること。</li> <li>・共用エリアから入りやすい位置とすること。</li> </ul>
医療的ケア児用保育室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低9.9㎡確保すること。</li> <li>・医療的ケア児の保育に必要な最低限の機能を有すること。</li> </ul>
教材室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教材室を設置すること。事務室の天井裏や事務室にロフトを設置するなど工夫して、教材室の代替としても良い。</li> </ul>
遊戯スペース（ホール）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホールとして活用できる遊戯スペース又は居室を設置すること。</li> <li>・居室としてホールを設置することが難しい場合、保育室間をスライディングウォールとしてイベント時にホールとして活用できるようにしたり、廊下を広く確保してホールとして活用できるようにしたり、工夫すること。</li> <li>・ホールにステージを設けることは必須ではないが、ステージ又は一部区画に暗幕を設置できるようにすること。</li> </ul>
洗濯スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洗濯機を置けるスペースを2箇所設置すること。そのうち1箇所は園庭からアクセスしやすい動線とし、もう1箇所は調理室からアクセスしやすい動線とすること。</li> <li>・それぞれ10kgタイプの洗濯機を置ける広さを確保すること。</li> </ul>
園庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園庭の広さは最低396㎡以上とすること。ただし、園舎や駐車場の配置を工夫し、より広い園庭を確保できるように努めること。</li> <li>・園庭は極力死角ができないような作りとすること。</li> <li>・園庭の土は原則として真砂土とし、水はけに配慮すること。</li> <li>・テラスを設置する場合、日除けを設置するなど、暑さ対策を工夫すること。</li> <li>・砂場を設置すること。砂場の上空には日除けを設置するなど、暑さ対策を工夫すること。</li> <li>・日除けはテラス付近及び砂場上空を含め、園庭面積の半分以上を覆う広さのものを設置すること。</li> <li>・園庭倉庫（9㎡程度）を設置すること（園庭面積に含まない）。倉庫は建築確認に含めることとする。</li> <li>・屋外園庭への出入り口付近に手足洗い場を3か所設けること。手足洗い場1か所につき、シャワー付きカランを1つ、カランを3つ設置し、シャワーは温水が供給されること。</li> <li>・防犯対策として、手足洗い場は外部からの視線に配慮したつくりとすること。</li> <li>・手足洗い場は清掃が容易な仕様にするとともに、泥のつまり等を防ぐような工夫を図ること。</li> <li>・固定遊具等は、発達段階に応じて必要かつ適切な種類、数、規模、設置位置等を確保し、設置すること。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雲梯2台（テクノロマン雲梯（低年齢児用）、テクノロマン雲梯（1・2年齢児用））、八角ジム1台（テクノロマン八角ジム）、平均台2台（テクノロマン平均台）及び鉄棒6台（テクノロマン低鉄棒）は既存施設から移設するため、新規の設置は不要だが、配置は考慮すること。</li> </ul>
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平面駐車場とすること。</li> <li>・アスファルト舗装とすること。</li> <li>・緊急車両及び食材搬入車両用の駐車場を整備すること。なお、それぞれの機能を兼ねた運用とするため、整備台数は1台分でよい。</li> <li>・車椅子利用者用駐車施設を1台以上整備すること。</li> <li>・上記のほか、15台程度駐車可能な駐車場を整備すること。</li> <li>・適切な排水ができるように駐車場の一角に雨水トレンチを設置すること。</li> <li>・駐車場内は歩行者、車いす、ベビーカー、自転車、自動車及び放課後児童クラブ児童用通路の動線をできる限り明確に分離し、安全性の高い動線が確保できるよう計画すること。</li> </ul>
駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送迎用自転車（子乗せ自転車）を22台以上駐輪可能な駐輪場を整備すること。</li> <li>・駐輪場は屋根付きが望ましい。</li> </ul>
外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正門1箇所を整備すること。車両が進入可能な仕様とし、門扉は施錠可能とすること。</li> <li>・正門の門扉については、送迎等の利便性を踏まえ風等の影響を受けにくく、かつ、軽量なものとする。</li> <li>・正門とは別に通用門を設けること。</li> <li>・放課後児童クラブの利用児童が校庭と往来できるように通路を設置し、通路と学校の境界には門扉などの通用口を設置すること。通路には、学校の児童の安全を確保するためフェンスやガードレール等を設置すること。また、校庭と往来する際、保育施設の駐車場を横断しないように工夫すること。</li> <li>・校庭の境界（保育所側）に防球ネットを設置し、児童に危険が及ばないようにすること。防球ネットの高さは最低6mとする。</li> </ul>
自由提案諸室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心安全な保育を提供できるような居室とすること。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難車（折り畳み式・最大8人乗り。参考：三木工業 100080013）10台を配置するスペースを確保すること。避難車が雨晒しにならないようにすること。</li> </ul>